

## 空き家バンク利用時の注意事項

1. 市及びまちの toolbox は所有者・利用希望者に対して情報提供のみ行います。この制度は交渉や契約等のあっせんや仲介ではありません。また、交渉や契約等に関するトラブルについても市は関与しませんので、当事者間で解決をお願いします。
2. 登録を申し込まれた空き家にかかる固定資産税が滞納されている場合は、登録をお断りすることがあります。
3. 空き家の購入や賃借を希望できるのは、都留市に定住等の目的で地域の活性化に寄与しようとする方となります。
4. 空き家の購入や賃借に際して、農地法等の法令に基づく制限を受ける場合や各種手続きが必要な場合がありますが、当事者において対応をお願いします。
5. 間取り等の掲載されている情報が、現状と異なっている場合があります。この場合は現状優先となります。

## 申込方法・流れ(下記 1～4 は順番が前後します。)

1. 空き家を購入または賃借を検討されている方は、一度まちの toolbox 又は企画課へご連絡ください。(物件の紹介などご相談承ります。)
2. 空き家を購入または賃借したい方(利用希望者)は、空き家利用申込書と誓約書に必要事項を記入していただき、まちの toolbox 又は企画課へお申し込みください。
3. 空き家利用希望者の申し込みがあった場合、市から空き家所有者に連絡します。
4. その後、交渉や契約に進めてください。  
(空き家所有者が宅建協会や不動産業者の媒介を希望する場合は、当該不動産業者と空き家バンク利用者との交渉や契約になります。)

以上を了承した上で空き家バンクを利用します。

年 月 日

住所

氏名